

主な改正点は次のとおりです。

1 国税庁等の当該職員の質問検査権〔新設〕

平成23年の国税通則法（以下「通則法」という。）の改正（納税環境整備）により、所得税法などの各税法に規定されていた質問検査権について、これが同法に集約され横断的に規定・整備された。また、質問検査権の行使の具体的な内容として、納税者等に対し帳簿書類その他の物件の提示又は提出を求めることができることが法令上、明確化された（通法74の2～74の6）。

○ 異議申立ての調査と質問検査権等（基通84－3関係）〔改正〕

本通達は、異議申立ての調査は、更正決定等を目的とした調査と同様、各税法の質問検査権の規定に基づいて行われることを留意的に明らかにしているが、通則法の改正に伴い、質問検査権に係る規定が同法上横断的に整備されたことから異議申立ての調査は原則として(注)通則法の規定に基づいて行われることを明らかにする。

(注) 今般の通則法の改正において、各税法の質問検査権の規定の全てが通則法に集約されたわけではなく、国税徴収法や租税特別措置法などにおいては、従前どおり当該規定は存続していることから、この点についても本通達に併せて記載する。

○ 国税に関する法律に基づく処分（基通75－1(3)）〔改正〕

通則法上、不服申立てができるのは、「国税に関する法律に基づく処分」に不服がある場合とされている（通法75①）。

本通達は、行政庁の公権力の行使によって直接国民の権利義務に影響を及ぼす法律上の効果を生ずるものでないものは、この「処分」に該当しないことを明らかにしている。

今般の通則法の改正により新たに規定された「国税庁等の当該職員が納税者等に対し帳簿書類その他の物件の提示又は提出を求めること」はこのような法律上の効果を生ずるものではないと解されることから、この「処分」に該当しないことを留意的に明らかにする。

2 調査において提出された物件の留置き〔新設〕

平成23年の通則法の改正（納税環境整備）により、国税庁等の当該職員は、国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができることが明確化された（通法74の7）。

また、国税庁等の当該職員が留め置いた物件について、これを留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく返還すべきことが法令上、明確化された（通令30の3②）。

○ 国税に関する法律に基づく処分（基通75－1(4)）〔新設〕

行政不服審査法に規定する行政庁の事実行為（審査法2①）は、通則法に規定する「国税に関する法律に基づく処分」（通法75①）に含まれないと解されており、また、国税庁等の当該職員が納税者等から提出された物件を留め置くこと（物件の留置き）は事実行為に該当することから、当該物件の留置きはこの「処分」に該当しないことを留意的に

明らかにする。

○ **国税に関する法律に基づく処分（基通75－1(5)）〔新設〕**

国税庁等の当該職員が留め置いた物件について、当該物件の提出者から返還の求めがあった場合において、当該職員がこれを拒否したときの当該拒否は、当該物件の提出者の返還請求権に対する拒否処分であることから「国税に関する法律に基づく処分」（通法75①）に該当することを留意的に明らかにする。

○ **事実行為（基通2－2）〔改正〕**

本通達は、行政不服審査法上の不服申立ての対象となる行政庁の事実行為について例示しているが、国税庁等の当該職員が納税者等から提出された物件を留め置くことは行政不服審査法上の「事実行為」に該当し、同法における不服申立ての対象となることを明らかにする。

また、納税者等に対し帳簿書類その他の物件の提示又は提出を求めることは、国税に関する法律に基づき行われるものであるが（通法74の2～6）、人の収容や物の留置きのように継続的性質を有する行為とはいえないことから上記「事実行為」には該当しないことを留意的に明らかにする。

3 教示制度〔改正〕

行政庁は、不服申立てができる処分を書面で行う場合には、その処分の相手方に対して不服申立てすることができる旨及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならないこととされていたが（旧審査法57①）、平成14年の行政不服審査法の改正により、行政庁の事実行為についても相手方に対して不服申立てすることができる旨などを教示しなければならないこととされた（新審査法57①）。

○ **処分（基通57－3）〔改正〕**

本通達は、「教示が必要となる処分」を留意的に明らかにしており、事実行為がこの「教示が必要となる処分」に含まれることからこれを留意的に明らかにする。